

特定非営利活動法人 森のわんぱく冒険塾

会員規則

第1条（目的）

この規則は、特定非営利活動法人森のわんぱく冒険塾（以下当法人）の会員が当法人の運営および諸事業に対して有する権利および義務を明確にするために設ける。

第2条（会員の定義）

1. 会員とは正会員と賛助会員のすべての会員の総称をいう。
2. 正会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動および事業を推進する個人の会員と団体の会員とし、総会における議決権を有する。
3. 賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動を支援する個人および団体の会員とし、総会における議決権を有しない。

第3条（会員の責務）

当法人の会員は、当法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、その活動を通して青少年の健全なる育成と心豊かな社会の実現に貢献する。

第4条（入会）

会員として入会する者は、別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がないかぎり入会を認めなければならない。

2. 入会申し込みをした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- （1）過去に当法人の定款・規則違反等で除名処分を受けたことがある場合
- （2）入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載がある場合

第5条（年会費）

年会費は次の通りとする。

- （1）会員（正会員、賛助会員ともに） 入会金なし
年会費（個人・団体ともに） 1口 3,000円 1口以上
- （2）年会費は、毎年4月1日より、翌年3月31日までの事業年度1ヶ年の会費をいう。
会員資格は、毎事業年度開始後2ヶ月以内に、当法人の定める方法により会費を払い込み、当法人が入金を確認したことをもって継続されるものとする。
- （3）退会した会員の会費は、年度期中であってもこれを返還しない。

第6条（会員情報の変更）

会員は、入会申込書に書かれた内容に変更があったときは、速やかに書面または電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

第7条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届を提出したとき
- （2）本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- （3）継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき
- （4）除名されたとき

第8条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届により、書面または電磁的方法をもって当法人に提出して、任意に退会することができる。

第9条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- （2）当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- （3）当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- （4）会員登録に係わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- （5）当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- （6）当法人の定款および会員規則に違反したとき
- （7）その他、前各号に準ずる場合で、当法人が会員として不相当と判断したとき

第10条（禁止行為）

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはいけない。

- （1）他の会員、第三者もしくは当法人の財産およびプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為
- （2）公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為
- （3）当法人の運営・活動を妨げる行為および信用を毀損する行為
- （4）営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為
- （5）その他、不適切と判断される行為

第11条（損害賠償）

会員が、本規則および本規則に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

第12条（会員規則の変更）

当法人は、運営のために必要とされたと判断される場合、理事会の議決を経て、本規定を変更することがある。

附則

本規則は平成29年4月1日より施行する。

【参考：定款第3条に記載の目的】

この法人は、青少年を主とする一般市民に対し、スポーツやあそび、農業及び林業体験、環境保護活動を通して青少年等の健全育成、自然環境の体験及び保護等に関する事業を行い、青少年が健全に育成され、生きがいを感じることができる心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。